

オーダーメイド集計により作成された 統計表の公表に関する経緯

統計データの利用促進を図るため、2009年4月から全面施行された統計法第34条により、統計調査を実施する行政機関等が、学術研究及び高等教育の発展に資すると認める場合に、一般からの求めに応じ、その行った統計調査の調査票情報を用いて統計の作成等を行い、その結果を提供できることになりました。

オーダーメイド集計とは、学術研究等の発展に資するため、独立行政法人統計センター等が一般からの委託を受け、公的統計の調査票情報を利用して、(原則) 有料で統計の作成等を行うことをいいます。

オーダーメイド集計の詳細につきましては、マイクロデータ利用のためのポータルサイト”miripo”(以下「miripo」という。)にて公開されております、[オーダーメイド集計の利用](#)をご覧ください。

さらに、2019年5月に改正統計法が施行され、統計の作成等の範囲の拡大や手数料額の引き下げなど利用者の利便性向上に資する見直しが行われました。一方で、法令により、申出者の情報や統計センターが作成した統計成果物等の公表制度が新たに設けられるなど、オーダーメイド集計の利用に係る手続が変更されました。この公表制度によって改正統計法施行後のオーダーメイド集計については、結果表が順次公開されるようになりました。

改正統計法施行後のオーダーメイド集計と結果表につきましては、miripoにて公開されております、[提供状況一覧\(オーダーメイド集計\)](#)をご覧ください。

なお、2019年5月の改正統計法施行前に実施された、オーダーメイド集計を利用した研究分析の例については、[独立行政法人統計センターのウェブページ](#)をご覧ください。

一橋大学経済研究所は、日本学術振興会の「人文学・社会科学データインフラストラクチャー構築推進事業」の一環として、2018年度よりオーダーメイド集計補助プロジェクトを開始しました。一橋大学経済研究所のオーダーメイド集計補助プロジェクトは、一定の条件の下で、この作成料を補助します。補助を受けたオーダーメイド集計により作成された統計表は、定められた期間後公開されます。公開された結果表については、当サイトの[オーダーメイド集計補助プロジェクトのウェブページ](#)をご覧ください。